

議案第31号

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「都道府県知事」の次に「又は指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員)	(職員)
第11条 略	第11条 略
2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は <u>指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。	2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
3～5 略	3～5 略
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>令和2年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	2 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>平成32年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。）」とする。